

MFR (Marine Fuel Recovery) 地中海発着貨物 料率変更のお知らせ

平素より弊社サービスをご利用頂いており誠にありがとうございます。

2025年5月1日より、排出規制海域（Emission Control Area: ECA）の対象地域が地中海にも拡大されることとなり、この地中海地域を航行する船舶に対し、硫黄酸化物の排出規制がより厳格に適用されます。

このため弊社は同日付で、地中海海域発着貨物に適用されるMarine Fuel Recovery（MFR）に関し、排出規制海域の航行に使われる低硫黄燃料油（硫黄分0.1%）と高硫黄燃料油（硫黄分0.5%）の価格差を反映した算出方法に変更させていただく事になりました。

この調整は、地中海向け・地中海発・地中海域内のすべての貨物に適用されます。
MFRは、お客様のインボイスおよび船荷証券に別建てのサーチャージとして表示されます。

2025年5月以降の出航分より適用されるMFRの金額は、当社ウェブサイトにてご確認ください。
[\[here\]](#) 現時点の燃料価格および航路距離に基づいて算出されており、別途通知があるまで有効です。

ご質問などございましたら弊社営業担当、ないしはjapan@sales.hlaq.com にお問い合わせください。よろしくお願い申し上げます。

Please remember that all relevant information is always available to you in the tariff section of our **Online Business Suite**. If you should require additional information, please contact our customer service team at your **location**, who will guide you based on your individual situation.

Best regards,
Hapag-Lloyd
Japan

Follow our story:

